|  |
| --- |
| 審査基準「自動車の運転者の休憩のための適切な規模の休憩所」に関する取扱基準（適用の範囲）第1　この基準は、次の各号のいずれかに該当する休憩所に適用する。（1）ドライブインレストラン（主として客に酒類を飲食させる飲食店及び遊興飲食させる飲食店（料亭、待合、大衆酒場、居酒屋、ダイニングバー、ビヤホール、バー、スナックバー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店）を除く。）（2）5㎡以上の休憩コーナーを設置したコンビニエンスストア（本取扱基準の道路）第2　本基準の適用に係る道路は、主として自動車交通の用に供せられる道路であり、国道及び府道（高速自動車道及び自動車専用道路を含む。以下「国道等」という。）並びに次の各号いずれにも該当する市町村道とする。（1）国道等と国道等又は市街化区域と市街化区域を結ぶ市町村道（2）幅員が16ｍ以上である市町村道（予定建築物の敷地）第3　申請に係る建築物（以下「予定建築物」という。）の敷地は、次のいずれにも該当しなければならない。（1）敷地面積は、500㎡以上3,000㎡未満とすること。（2）敷地外周の長さの1/10以上が第2の道路に接すること。（コンビニエンスストアの規模）第4　予定建築物がコンビニエンスストアの場合は、次の各号にいずれにも該当しなければならない。（1）売場面積（商品を販売するために実際に使用している部分（商品陳列スペース、レジコーナー等）に供する面積の合計とし、休憩コーナーの面積を含まない。）は250㎡未満とすること（2）倉庫等の面積（倉庫、事務室、トイレ、階段及びエレベーター等に供する面積の合計とし、休憩コーナーの面積を含まない。）は、売場面積の4/10以下とすること（駐車場）第5　駐車場は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。（1）駐車台数は、予定建築物の用途により、次に掲げる数値の台数を確保すること。ア　ドライブインレストラン　10又は客席数を2で除して得られる数値（小数点以下切り上げ）の大きい方の数値以上、かつ、50以下イ　コンビニエンスストア　　10（休憩コーナーが10㎡以下である場合は10台以上とする。また、休憩コーナーが10㎡を超える場合は、休憩コーナーの面積から10㎡を減し、小数点以下を切り上げし、整数とした数値に10を加えた数値とする。）（2）駐車場は自走式駐車場とし、駐車ますの大きさは長さ5.0m以上、幅2.3m以上とすること。（3）道路から直接駐車できない形態とすること。（緑化）第6　申請に係る土地のうち、第2の道路に接する部分に幅1ｍ以上の植樹帯を設置し、緑化すること。附則（施行期日）この基準は、平成4年4月30日から施行する。附則（施行期日）この基準は、平成9年6月16日から施行する。附則（施行期日）この基準は、平成10年12月1日から施行する。附則（施行期日）この基準は、平成14年2月18日から施行する。附則（施行期日）この基準は、平成17年4月1日から施行する。附則（施行期日）この基準は、平成18年4月1日から施行する。附則（施行期日）この基準は、平成19年8月2日から施行する。附則（施行期日）この基準は、平成19年11月30日から施行する。附則（施行期日）この基準は、平成23年2月1日から施行する。附則（施行期日）この基準は、平成25年11月29日から施行する。附則（施行期日）この基準は、平成26年4月1日から施行する。附則（施行期日）この基準は、平成26年7月23日から施行する。 |